

群馬県の最低賃金改正について

群馬労働局

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、時間額865円から895円に改正され、令和4年10月8日から発効します。

最低賃金の対象となる賃金には、臨時または1月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた支援策の一環で、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」もご活用ください。

問合せ 業務改善助成金コールセンター
☎0120-366-440

みんなチェック！最低賃金。

群馬県最低賃金は
時間額 **895** 円に
令和4年10月8日より改正

**中小企業退職金共済制度
加入促進月間の実施について**

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済制度の一層の普及を図るため、10月1日から31日までの期間を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」として、全国規模で集中的な加入促進事業を展開しています。

ホームページ上で同制度を分かりやすく解説した動画やマンガを公開しています。

※ 詳細はホームページをご覧ください。



中退共



**中小企業向け測定基礎研修会
開催のご案内**

(一社)群馬県計量協会

計量士を講師に迎え、測定機器の基礎知識を学ぶとともに、実際にノギスやマイクロメーターを使用しながら、使用方法の注意点や誤差発生要因などを実践的に習得する「中小企業向け測定基礎研修会」を開催します。

なお、コロナ禍であることを考慮し、「3密を避け」、「マスク着用」、「ソーシャルディスタンスの確保」など感染防止対策を講じた上、定員を絞って行います。

日 時 令和4年11月15日(火)
13:30 ~ 16:30

会 場 群馬県計量検定所 「会議室」
(前橋市下大島町81-13)

参加費 会 員：1,000円
非会員：3,000円

定 員 15人

締 切 令和4年10月31日(月)

問合せ 一般社団法人群馬県計量協会事務局
☎027-263-8217
✉gunkeikyo@dan.wind.ne.jp

**◆商工中金相談所スケジュール
前橋支店 9:00 ~ 15:00**

中央会メールマガジン
購読登録はこちらから



<編集後記>

◆今月のLANで、桐生市末広町商店街振興組合が開催した真夏の雪あそびイベントを紹介しました。半袖半ズボンで雪を楽しんでいる様子はなかなか目にする光景ではなく、子供達にとっても良い経験になったのではないのでしょうか。

◆このイベントで使用された人工降雪機は、元々はゲレンデの雪不足解消のために利用され、長野オリンピックでも活用されたそうです。

◆最近では温暖化の影響もあり、降雪量も減少傾向にあります。人工降雪機はこれからさらに活躍の場が広がっていきそうです。

(M・Y)